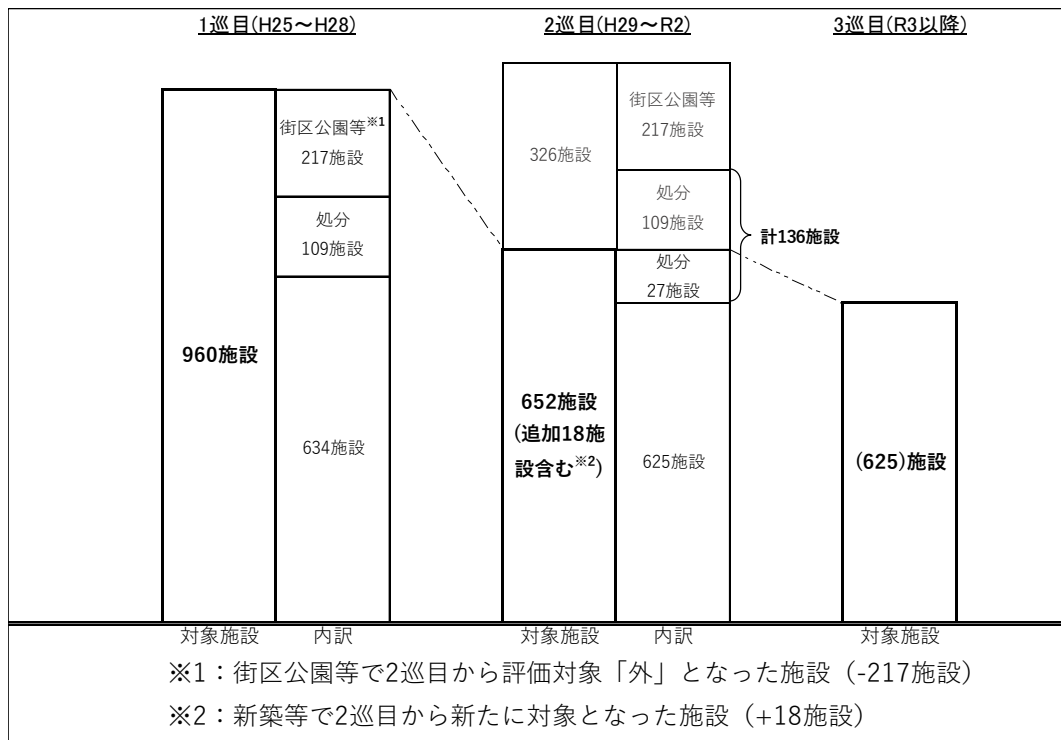


# 令和2年度 施設評価のポイント

## 1. これまでの施設評価の結果



## 2. 令和2年度の施設評価の概要

今年度は、利用圏域分類が「広域・市域」のスポーツ施設の一部、利用圏域分類が「地域」の市営住宅等施設の56施設を評価し、「総合評価」におきまして、何らかの見直しの評価となったのは11施設でした。

また、「令和2年度までにあり方を検討」の評価となっていた24施設を評価し、「総合評価」におきまして何らかの見直しとなったのは19施設でした。

結果として、対象施設80施設のうち30施設が何らかの見直しの評価となりました。

### ■「総合評価」の総括表(網掛け部分が見直しの評価) ※うち、( )内が「令和2年度までにあり方を検討」となっていた施設

		機能の評価					建物評価 合計
		廃止	移転	統合・集約	改善	あり方を検討 (再評価)	
建物の 評価	処分 (廃止、売却・譲渡等)	8(3)					8
	改修・更新					5(0)	5
	あり方を検討 (再評価)					17(16)	17
	継続						50(5)
機能評価 合計		8	0	0	0	17	80

■「総合評価」が見直しとなった施設 ※うち、網掛けが「令和2年度までにあり方を検討」となっていた施設

総合評価		施設名
建物の評価	機能の評価	
処分 (廃止、売却・譲渡)	廃止	都甲路団地、旧高岡町有住宅4施設(雁ヶ峰、旧国交、山下、国際交流)、児童プール3施設(丸山・飛江田・富吉)
改修・更新	継続	新町団地、追手団地、平和が丘団地、国富が丘団地、祇園団地
あり方を検討 (再評価)	あり方を検討 (再評価)	宮崎市青島パークゴルフ場、宮崎市自然休養村センター、宮崎市道の駅フェニックス、大淀川学習館、宮崎科学技術館、児童プール12施設(檜・恒久・上水流・霧島・御幸・平和が丘・跡江・田代・希望ヶ丘・広原・大塚台・木花)

### 3. その他

総合評価の結果は、宮崎市ホームページ、行政経営課、市民情報センターのほか、10月30日まで総合支所、地域センターなどで閲覧できます。

## 令和2年度 施設評価(案)に対する意見募集の結果(ポイント)

### 【募集の目的】

公共施設は、教育や福祉、地域活動の拠点として、また、災害時における避難場所として、市民生活に大きな役割を果たしており、欠かすことができない「財産」となっています。

そこで、施設評価の透明性を向上させるとともに、市民の皆さんのご意見を考慮した上で、公正かつ適正に「総合評価」および「今後の経営の方向性」（以下「総合評価」等という）を決定するため、それぞれの案に対する市民の皆さんのご意見を募集しました。

### 【募集の方法】

パブリックコメント、施設利用者のアンケートの2つの方法により、「総合評価」等に対する市民の皆さんのご意見を募集しました。具体的な募集期間および対象の「総合評価」等は、下表のとおりです。

#### ■募集の方法

募集方法 (募集期間)	総合評価	今後の経営の方向性
パブリックコメント (2月22日～3月23日)	全部	全部
施設利用者のアンケート (2月22日～3月23日)	宮崎市青島パークゴルフ場、宮崎市自然休養村センター、宮崎市道の駅フェニックス、大淀川学習館、宮崎科学技術館	

### 【募集の結果・総合評価等の決定】

パブリックコメントにつきましては意見はありませんでしたが、施設利用者アンケートでは、運営に関するご意見のほか、施設の有効活用に関するご意見や老朽化した施設の改修や更新などのご意見がありました。

この結果を踏まえ、「総合評価」および「今後の経営の方向性」については原案どおり決定しました。

なお、結果の概要は、次項の表のとおりです。

■結果の概要

募集の方法	「総合評価」に対するご意見	「今後の経営の方向性」に対するご意見
パブリックコメント	○回答数 0件	○回答数 0件
施設利用者のアンケート	○回答数(意見数) 18件(60件。うち不明42件) ○主な意見と市の回答 ➢5施設のうち、回答の対象となる意見があったのは3施設でした。 ➢施設の運営に関する意見のほか、施設の有効活用に関する意見や老朽化した施設の改修や更新などに関する意見がありました。 ➢すべての施設を将来にわたって保有することが困難なことから、修正せずに原案どおりとし、いただいた意見は今後の施設経営の参考とします。	

※パブリックコメントについては、宮崎市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、趣旨が不明や賛否のみなどの意見は不明として取り扱っています。また、施設利用者のアンケートは、パブリックコメント制度に準じて実施していますので、同様の取り扱いとしています。

【今後の対応】

継続して保有する施設は、「今後の経営の方向性」に基づいて経営適正化計画を作成し、適正な施設経営に取り組みます。また、建物を処分する施設は、公有地調整委員会において、具体的な処分の方法を検討します。評価別の今後の対応は、下図のとおりです。

